

第 2 5 号 議 案

足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 2 月 2 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

足立区まちづくり工房館条例（平成 6 年足立区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「コミュニティ住環境整備事業」を「密集住宅市街地整備促進事業」に、「コミュニティ住環境整備計画」を「密集住宅市街地整備促進事業整備計画」に改め、同条第 2 号中「コミュニティ住環境整備事業」を「密集住宅市街地整備促進事業」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（ 資 格 要 件 ）

第 7 条 作業室を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者で、作業室内での作業が住環境の保全、公害防止に関する法令等に違反しないものでなければならない。

（ 1 ） 密集住宅市街地整備促進事業の施行により作業所を失い、作業を継続することが困難となった者

（ 2 ） まちづくり工房館に十分な空き室があり、かつ、密集住宅市街地整備促進事業に支障がない範囲で、規則で定める者

2 区長は、まちづくり工房館に十分な空き室があり、かつ、密集住宅市街地整備促進事業に支障がないと認められる範囲で、規則で定める者に作業室を一時的に使用させることができる。

付 則

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

施設の使用資格要件を拡大し、施設の有効活用を図る必要があるで、この条例案を提出いたします。